

第9問

平成22年11月12日、Aは、多額の負債に困窮していたBから、金銭の入手方法につき相談をもちかけられた。Aは、甲の家の様子を知っており、甲が、同年11月20日以降、しばらく旅行で留守にするから、同日に甲家に侵入して金品を盗取すればよいと申し向け、報酬もいらぬことを伝えた。

Bは、かかるAの教唆により強盗を決意し、遊び仲間であるC、D、Pに呼び掛け、住居侵入・強盗の共謀を遂げた。

同年11月21日の深夜、Bら4名は、Bが運転する自動車で甲方に赴き、甲方奥手口の施錠を破壊して屋内に侵入したが、母屋に侵入する方法を発見できなかったため、甲方での強盗は断念し、隣家の乙方に侵入して強盗を続行することにした。次いで、Bは、強盗の実行行為に及ぶべく自動車で待機をし、Cは、乙方付近で見張りをし、DとPは、乙方の窓から侵入し、内側からドアの施錠を外すなどして他の共犯者らのための侵入口を確保した。見張り役のCは、DとPが強盗に着手する前の段階において、現場付近に人が集まってきたのを見て犯行の発覚をおそれ、Dに電話をかけ、「人が集まっている。早くやめて出てきた方がいい」と言うと、「もう少し待って」などと言われたので、「危ないから待てない。先に帰るぞ」と伝えた。Dは、少しためらったが、「わかった」と言い、電話を切った。

Cは、逃走するために、付近に止めてあったBが待機している自動車に乗り込んだ。その車内で、BとCは話し合って一緒に逃げることにし、Bが運転する自動車現場付近から立ち去った。Dは、いったん乙方を出て、BとCが立ち去ったことを知ったが、その後、Pと共にそのまま強盗を実行し、その際に加えた暴行によって乙を負傷させた。

A、B、C、Dの罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第三小法廷 平成21年6月30日

最高裁第三小法廷 昭和25年7月11日